

荒尾市自転車等の放置の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、市民の生活環境の保全と都市の美観の維持を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車又は道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (4) 公共の場所 道路、駅前広場、公園その他の公共の用に供する場所をいう。
- (5) 放置 自転車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)が当該自転車等から離れて、直ちに当該自転車等を移動させることができない状態をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、公共の場所における自転車等の放置防止に関し、必要な施策を実施するものとする。

(自転車等の利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者等は、公共の場所に自転車等を放置しないよう努めるとともに、市長が実施する自転車等の放置防止に関する施策に協力しなければならない。

2 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定する自転車を利用する者は、当該自転車に同項に規定する防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

(小売業者の責務)

第5条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車に防犯登録を受けることを勧奨するよう努めなければならない。

(施設の設置者の責務)

第6条 公共施設、商業施設、娯楽施設等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車等駐車場の設置に努めるとともに、市長が実施する自転車等の放置防止に関する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等の協力)

第7条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、市長が実施する自転車等の放置防止に関する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第8条 市長は、自転車等の放置により良好な都市環境が著しく阻害され、又は阻害されるおそれがあると認められる公共の場所を、自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、必要に応じ、関係機関及び関係団体の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(放置禁止区域の指定の解除等)

第9条 市長は、前条第1項に規定する事態が消滅したと認めるときは、放置禁止区域の指定を解除するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を変更することができる。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により放置禁止区域の指定を解除し、又は変更する場合について準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第10条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(自転車等の放置に対する措置)

第11条 市長は、自転車等の利用者等が放置禁止区域内に自転車等を放置しているとき、又は放置しようとしているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう命じることができる。

2 市長は、放置禁止区域内において自転車等が放置され、かつ、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者等がいないと認めるときは、当該自転車等を撤去することができる。ただし、市長が直ちに撤去の必要がないと認めるときは、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動することができる。

第12条 市長は、公共の場所（放置禁止区域を除く。）に自転車等が放置され、市民の生活環境又は都市の美観が著しく阻害されていると認めるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を放置しないよう指導することができる。この場合において、市長が必要と認めるときは、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、自転車等が相当の期間にわたって放

置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

(撤去した自転車等の措置)

第13条 市長は、第11条第2項本文又は前条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、あらかじめ市長が定めた場所においてこれを保管するものとする。

2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、その旨を告示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するため必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の措置を講じたにもかかわらず、前項の規定による告示をした日から規則で定める期間を経過してもなお利用者等の引取りのない場合は、当該自転車等の所有権は、市に帰属する。

4 市長は、前項の規定により所有権が市に帰属した自転車等について、売却又は廃棄等の処分をすることができる。

(費用の徴収)

第14条 市長は、前条第1項の規定により自転車等を保管した場合は、当該自転車等の撤去及び保管に要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。ただし、市長が盗難その他当該自転車等を放置したことについてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める。

3 第1項の費用は、自転車等を返還する際に、当該自転車等の利用者等から徴収する。

4 前項の規定により徴収した費用は、還付しない。

(市の免責)

第15条 市長は、第11条、第12条及び第13条第1項の規定による自転車等の移動、撤去又は保管による破損等の損害について、その責めを負わない。

(協力要請等)

第16条 市長は、自転車等の放置防止に関する施策を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関等と協議するとともに、その協力を要請することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 第8条の規定による放置禁止区域の指定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。